記

1　申請に係る出資又は長期の資金の貸付けの予定年月日、金額及び区別（設立・増資、貸付け等）
2　出資又は長期の資金の貸付けの相手方（以下「相手方」という。）の名称、所在地及びその営む事業の概要
3　相手方の資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画
4　相手方の鉱区設定に係る契約の契約書の写し、その他これに準ずる書類であって当該出資又は長期の資金の貸付けに係る資金が新鉱床の探鉱に充てられることを説明するもの
5　長期の資金の貸付けにあつては、租税特別措置法施行令第34条第10項第１号イからニまでのいずれかに該当する事情の説明及びこれを証する契約書等の書類

号

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第21条の15第６項の規定により認定する。

年　　月　　日

経済産業大臣
記名押印

**様式第８**（第７条関係）

租税特別措置法第68条の61第３項の出資又は長期の資金の貸付けであることの認定申請書

経済産業大臣　殿

| | |
|---|---|
| 申請年月日 | |
| ※認定年月日 | |
| ※認 定 番 号 | |

申請者名　　㊞
住　　所

租税特別措置法第68条の61第３項の出資又は長期の資金の貸付けであることにつき、租税特別措置法施行規則第22条の59第６項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請に係る出資又は長期の資金の貸付けの予定年月日、金額及び区別（設立・増資、貸付け等）
2　出資又は長期の資金の貸付けの相手方（以下「相手方」という。）の名称、所在地及びその営む事業の概要
3　相手方の資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画
4　相手方の鉱区設定に係る契約の契約書の写し、その他これに準ずる書類であって当該出資又は長期の資金の貸付けに係る資金が新鉱床の探鉱に充てられることを説明するもの
5　長期の資金の貸付けにあつては、租税特別措置法施行令第39条の88第９項第１号イからニまでのいずれかに該当する事情の説明及びこれを証する契約書等の書類

号

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第22条の59第６項の規定により認定する。

年　　月　　日

経済産業大臣
記名押印

## ○経済産業省告示第七十二号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十一条第一項、第二項及び第四項並びに第二十二条の四十五第二項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続きを次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、平成二十二年経済産業省告示第七十八号（租税特別措置法施行規則第二十一条第一項等に規定する経済産業大臣の認定に関する手続を定める等の件）は平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月三十一日　　経済産業大臣　茂木　敏充

（定義）

**第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　法　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）をいう。
二　令　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）をいう。
三　規則　租税特別措置法施行規則をいう。
四　内国法人　法第二条第二項第二号の二の内国法人をいう。
五　非投資内国法人　法第五十五条第一項に規定する内国法人又は第六十八条の四十三第二項に規定する連結親法人若しくは連結子法人をいう。
六　資源開発事業法人　法第五十五条第二項第一号の資源開発事業法人をいう。
七　資源開発投資法人　法第五十五条第二項第二号の資源開発投資法人をいう。
八　資源開発法人　本告示第一条第六項の資源開発事業法人及び第一条第七項の資源開発投資法人をいう。
九　特定株式等　法第五十五条第二項第六号又は第六十八条の四十三第二項第六号の特定株式等をいう。
十　株式等　法第五十五条第二項第六号又は第六十八条の四十三第二項第六号に規定する株式等をいう。
十一　資源　法第五十五条第二項第一号に規定する資源をいう。

（申請書の提出）

**第二条**　別表の上欄に掲げる認定を受けようとするときは、同欄の認定の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項について、同表の下欄に定めるところにより、申請書を提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が正当な理由があると認めたときは、添付書類を添付せず、又は提出期限までに提出しないことができる。

（認定書の交付）

**第三条**　経済産業大臣は、前条の規定による申請書が提出された場合において、当該申請に係る計画、法人又は株式等が認定要件（当該申請に係る令第三十二条の二第二項、第四項及び第六項又は第三十九条の七十二第三項に定める要件をいう。以下同じ。）に該当すると認めるときは、当該申請書一通にその旨を記入し、認定書として当該申請書を提出した者に交付するものとする。

（申請書等の記載事項の変更に係る届出）

**第四条**　前条の認定を受けた者（申請を行っている者を含む。）は、申請書又はこれに添付された書類に記載された事項に変更（軽微なものを除く。）があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。